

- 第 35 回社会 保障 審 議 会・障 害 者 部 会 (障 害 団 体 か ら の ヒ ア リ ン グ) 資 料 2008 年 7 月 15 日

## 障 害 者 自 立 支 援 法 の (見 直 し) に あ た っ て の 意 見

団 体 名 : 日 本 障 害 者 協 議 会 (J D)

代 表 者 : 勝 又 和 夫

発 表 者 : 藤 井 克 徳 (日 本 障 害 者 協 議 会 常 務 理 事)

### 目 次

- |   |     |
|---|-----|
| 1. 障 害 者 政 策 に 関 わ る 意 見 書                          | p.1 |
| 2. 日 本 障 害 者 協 議 会 加 盟 団 体 一 覧 (2008 年 7 月 1 日 現 在) | p.5 |
| 3. 日 本 障 害 者 協 議 会 役 員 名 簿 (2008 年 度)               | p.6 |

連 絡 先 : 日 本 障 害 者 協 議 会  
住 所 : 〒 162-0052 東 京 都 新 宿 区 戸 山 1-22-1  
(財)日 本 障 害 者 リ ハ ビ リ テ ー シ ョ ン 協 会 内  
電 話 : 03-5287-2346 FAX: 03-5287-2347

## 政策に関わる意見書

障害者自立支援法(以下、自立支援法)に関する基本的事項について、また昨年12月に与党障害者自立支援プロジェクトチームが出した「障害者自立支援法の抜本的見直し」と題する報告書に対する、日本障害者協議会(以下、JD)の意見を申し上げます。

自立支援法が施行されて2年3ヵ月余になりますが、障害当事者や家族の不安と不満は一向に払拭されません。真の意味での「抜本的見直し」が図られなければならず、そのためには「法の枠内論議」に留まらない、それを超えた論議が必要かと考えます。

### I 基本的な考え方

#### 1、見直し論議に際しての留意点

「見直し論議」にあたり、少なくとも次の諸点について留意すべきだと考えます。第一点目は、厚労省として自立支援法の施行後の検証を徹底して行なうことです。とくに、利用者への影響、事業者への影響を正確に把握することです。第二点目は、自立支援法の施行後に採択され発効となった、障害者権利条約の内容を意識することです。近い将来、わが国においても批准が想定されますが、同条約と自立支援法の整合性をとっておく必要があります(残念ながら、重要な点で齟齬があるように思います)。第三に、自立支援法成立時の衆院附帯決議を想起することです。これには極めて重要な課題が明示されています。これらの課題は、施行後の推移をみて検討や具体化が図られるものと思われませんが、厚労省による「見直し」にあたって尊重されるべきです。

#### 2、障害関連予算の見積もりのやり直しを

わが国の障害関連予算は、OECD諸国の中でも極めて低い位置に留まっています。2003年の国立社会保障・人口問題研究所資料によると、日本の障害者施策にかけられている支出は、スウェーデンの約12%、アメリカの53.7%でしかありません。

インクルーシブ社会、すなわち障害者の自立と社会参加を完全に実現していくには、障害関連予算の見積もりを根本的にやり直す必要があります。

#### 3、抜本的な見直しとは

与党プロジェクトチーム報告書では「介護保険との統合を前提とせず、障害者施策としての在るべき仕組みを考察」と述べており、その点については高く評価し、この基本的な考え方で、これからの障害者施策を推し進めてほしいと思います。

その基本的な考え方に立ち、JDはまず応益負担を廃止し、負担のあり方を応能的なものに改めるべきであると考えます。生涯にわたって財のストックが可能である一

般高齢者と、そうではなく、しかも所得保障が全く不十分な障害者とは、負担のあり方を論じるときに、決して同列化できるものではありません(もともと、高齢者の中の低所得者層については障害者との共通点が少なくない)。

また、制度の谷間に置かれている障害のある人をなくすために、高次脳機能障害やてんかん、難病をはじめとするあらゆる障害を包括する総合的な障害者福祉法の立法化が急がれます。

さらに、障害のある人の個人としての尊厳が尊重されるよう、民法の扶養義務範囲を見直し、成人した障害のある人が親や兄弟から扶養を受けることなく、地域社会の中で生き生きと暮らせるようにしていくことが重要です。

障害者雇用政策においては、障害のある人の可能性を最大限発揮できるような環境を作り出すための支援策が求められます。就労支援策は、福祉施策がメインとなるのではなく(「福祉的就労施策」であっても)、労働政策として対応すべきです。もちろん、福祉施策や医療施策との関係は重要になりますが、あくまでも労働施策が支柱となり、その上でそれらとの連携が図られなければなりません。

所得保障も極めて重要な課題です。障害基礎年金額が生活保護基準以下に放置されていること自体、由々しき問題です。また、無年金障害者問題についても早急な解決が求められます。

ここで注意を喚起したいのは、仮に年金額の水準に改善が加えられたとしても、そのことを理由に応益負担制度が正当化されてはならないということです。障害を理由とした不利益や不平等は社会的(公的)に補填されるべきで、個人又はその家族に帰属する問題ではないと考えます。こうした考え方を大前提に、一旦はいわゆる応能負担制度に戻すべきです。

また、利用料の算定にあたって、資産調査が法定事項となっていますが、障害当事者から「プライバシーの侵害では」との声が出され、資産調査に応じないことで最高基準の利用料を課せられている人も少なくありません。本質的な問題を有する資産調査規定については、撤廃すべきです。

## II 見直しの方向性

以下報告書に沿った形で各論を述べさせていただきます。

### 1)利用者負担の在り方

「特別対策」や「緊急措置」などを通し、通所事業部門を中心に利用料の軽減策が図られてきました。しかし、なかには減免措置を自治体に申し出ざるを得ない人たちも出始め、負担感の重軽については一様には論じられません。

一定の軽減策がとられ、応能的要素が強くなったとしても、肝心の法律には応益負担の考え方が厳然と明記されています。自立支援法から応益負担的な考え方を消去することこそが、本来の意味での「抜本的見直し」に値するものと思います。

## 2) 事業者の経営基盤の強化

事業者はますます不安定な経営を強いられ、利用者に対するサービスは低下の一途を辿っています。さらに福祉事業従事者の所得は、一般労働者と比べて極めて低い水準にあります。そのため、障害関係のみならず、社会福祉の現場から次々と人材が去っていく現実があります。

報告書にもある通り、一刻も早く、特別対策が図られ、福祉従事者の給与所得の改善と、経営基盤の安定と強化が図られるための、事業者への補助金のあり方の見直しなどの方策が求められます。

## 3) 障害者の範囲

与党の報告書においては、「発達障害者を始めとする『障害者の範囲』については、引き続き検討」と述べていますが、制度の谷間にある障害のある人は、深刻かつ不利な状況におかれています。「引き続き検討」というのは余りに曖昧であり、早急な具体化が図られなければなりません。

前述した通り、JDは総合的な障害者福祉法の実現によって、この課題が具体化するものと考えます。同時に、問題の深刻さからみて、現行の法制下にあっても制度の谷間を埋める柔軟な運用が求められます。

なお、谷間の障害の問題を解消していくこととも関わって、サービスの受給と「障害者手帳」を切り離して考えるべきです。つまり、手帳の有無に関わらず支援サービスを受給できるようにしていく必要があります。

## 4) 障害程度区分認定の見直し

障害のある人に対する介護は単なるADL介護ではなく、見守りから社会参加支援までを含む多様性に富んだ支援です。障害のある人自身の生活に対する希望に沿って行われることが基本です。

障害程度区分は、本来支給決定時の勘案事項の一つで、国は本人の意向や環境を重視するので個別ニーズを尊重できると説明していますが、多くの市町村では国からの負担基準額に沿った形で支給決定がなされています。

こうした基本問題がまず解決されることが喫緊に求められます。調査それ自体は必要なことですが、上記の問題をクリアせず、やみくもに調査を実施することについては賛成できません。

## 5) サービス体系の在り方

障害のある子どもに対する諸サービスは、障害のない子どもと制度的な差別が生じないように行なわれるべきであると考えます(主に費用負担の問題)。

JDの基本的な立場は、自立支援法は根底から見直されていく必要があるとするもので、これに代わってあらゆる障害を包括するサービス体系をつくり上げていくことで、総合的な障害者福祉法を実現することが重要であると認識します。

虐待防止の法制化はもちろんのこと、障害を理由にしたあらゆる差別を禁止する

障害者差別禁止法についても、一刻も早い制定が求められます。

#### 6) 相談支援の充実

相談事業の強化を図り、それを担う人材の確保が図られなければなりません。的確にニーズを把握し、支援につなげ、地域生活を確実に支えることができるソーシャルワーカーの育成とその身分保障が必要です。また、当事者主体という視点に立ち、ワーカーとともに活動するピア・カウンセラーの育成、当事者団体への支援も重要です。

当事者とワーカー、それに地域住民が共に力を発揮し合い、信頼の厚い自立支援協議会としていかなければなりません。

#### 7) 地域生活支援事業

地域生活支援事業は、地域の特性に応じて柔軟にサービスが展開できることが利点であるとされてきました。しかし、予算面での裏付けが極めて不十分であり、この点と関連しながら自治体間の格差が顕在化しています。事業全体の個別給付への移行を含めて抜本的な見直しが求められます(とくに、移動介護やコミュニケーション事業などについては個別給付事業の方向で早急な対応を)。

#### 8) 就労の支援

一般就労を推進する方策をより強化すべきです。障害のある人の可能性が最大限発揮され、合理的配慮に基づいて、障害のない人と同等に働け、労働条件等についても、フレキシブルなものにし、賃金補填はきちんと行われる必要があります。

基本的に就労支援については、福祉施策ではなく労働政策の中に位置づけられるべきだと考えます。その上に立って、ヨーロッパなどで多用されている「保護雇用制度」の導入を図るべきです。

なお、就労の場における利用料負担については、社会的な常識からみて、また労働意欲の維持という観点から、即刻撤廃すべきです(応益負担そのものの見直しに時間を要するとすれば、これらとは切り離してでも)。

#### 9) 所得保障の在り方

冒頭でも述べたとおり、所得保障は、私たちにとっては最重点課題の一つであり、早急に解決が図られなければなりません。懸案の無年金障害者問題の解決を実現すると同時に、障害基礎年金の大幅引き上げ、さらに住宅手当をはじめとする必要な社会手当の創設が求められます。

繰り返しになりますが、年金の改善が図られたとしても、それをもって応益負担をよしとすることは許されません。ひとりの市民としてあたり前の暮らしを築くためには、この所得保障が絶対的な条件となることを強調しておきます。

以上

# 正会員一覧

(2008年7月1日現在：67団体)

- |                       |                        |
|-----------------------|------------------------|
| (財)安全交通試験研究センター       | 東京都身障運転者協会             |
| きょうされん                | 長野県障害者運動推進協議会          |
| 車いすシーティング協会           | 奈良県障害者協議会              |
| (独立行政法人)高齢・障害者雇用支援機構  | 日本音楽療法学会               |
| (財)国際障害者年記念ナイスハート基金   | 日本介助犬アカデミー             |
| (NPO)埼玉県障害者協議会        | (社)日本筋ジストロフィー協会        |
| (社福)視覚障害者文化振興協会       | (NPO)日本ケアヒットサービス協会     |
| 障害者(児)を守る全大阪連絡協議会     | (社)日本作業療法士協会           |
| 障害者の生活と権利を守る全国連絡協会    | (社福)日本肢体不自由児協会         |
| 障害者の生活保障を要求する連絡会議     | (社)日本自閉症協会             |
| (社福)聖恵会               | (社)日本社会福祉士会            |
| 世界身体障害芸術家協会           | 日本手話通訳士協会              |
| 全国LD親の会               | (財)日本障害者スポーツ協会         |
| 全国救護施設協議会             | (財)日本障害者リハビリテーション協会    |
| 全国ことばを育む会             | 日本職業リハビリテーション学会        |
| 全国視覚障害児(者)親の会         | (社)日本整形外科学会            |
| 全国肢体不自由児施設運営協議会       | (社)日本精神保健福祉連盟          |
| (社福)全国重症心身障害児(者)を守る会  | (社)日本精神保健福祉士協会         |
| 全国障害者自立生活確立連絡会        | (社)日本発達障害福祉連盟          |
| 全国障害者とともに歩む兄弟姉妹の会     | (社)日本てんかん協会            |
| 全国障害者問題研究会            | (社福)日本点字図書館            |
| (NPO)全国障害者生活支援研究会     | 日本難病・疾病団体協議会           |
| (社)全国腎臓病協議会           | 日本脳外傷友の会               |
| (NPO)全国精神障害者団体連合会     | 日本病院・地域精神医学会           |
| (NPO)全国精神障害者地域生活支援協議会 | (社福)日本盲人社会福祉施設協議会      |
| 全国聴覚障害者親の会連合会         | (社)日本リウマチ友の会           |
| 全国特別支援教育推進連盟          | (社)日本理学療法士協会           |
| 全国盲重複障害者福祉施設研究協議会     | (社)日本リハビリテーション医学会      |
| (社)ゼンコロ               | 福岡市障害者関係団体協議会          |
| 全社協・全国社会就労センター協議会     | (社福)ぶどうの木・ロゴス点字図書館     |
| 全社協・全国身体障害者施設協議会      | 無年金障害者の会               |
| (社)全日本難聴者・中途失聴者団体連合会  | 全国知的障害者施設家族連合会         |
| (財)鉄道弘済会              | 障害乳幼児の療育に応益負担を持ち込ませない会 |
| (社福)鉄道身障者福祉協会         |                        |

## 2008 年度役員

2008年6月10日現在

\* 印は当事者また当事者家族

代 表	勝又和夫*(ゼンコロ・会長)
副 代 表	吉本哲夫(障害者の生活と権利を守る全国連絡協議会・会長)
〃	東川悦子*(日本脳外傷友の会・理事長)
〃	田中徹二*(日本点字図書館・理事長)
常務理事	藤井克徳*(きょうされん・常務理事)
総務委員長	福澤利夫*(日本筋ジストロフィー協会・理事長)
〃 副委員長	春田文夫*(日本チャリティープレート協会・常務理事)
企画委員長	太田修平*(障害者の生活保障を要求する連絡会議・代表)
〃 副委員長	加藤房子(全国精神障害者地域生活支援協議会・常任理事)
〃 副委員長	赤平 守(全国障害者生活支援研究会・理事)
〃 副委員長	増田一世(やどかりの里・常務理事)
広報委員長	福井典子*(日本てんかん協会・常務理事)
〃 副委員長	金子智*(全国腎臓病協議会・副会長・事務局長)
政策委員長	石渡和美(東洋英和女子学院大学・教授)
〃 副委員長	佐藤久夫(日本社会事業大学・教授)
〃 副委員長	岩崎晋也(法政大学・教授)
情報通信委員長	菌部英夫(全国障害者問題研究会・事務局長)
〃 〃 副委員長	岡村章三*(埼玉県障害者協議会・理事)
国際担当	比留間ちづ子(日本作業療法士協会)
監 事	朝日雅也(日本職業リハビリテーション学会・幹事)
〃	有村律子*(全国精神障害者団体連合会・常務理事)
顧 問	八代英太* 板山賢治 河端静子* 花田春兆*

## 障害者自立支援法の見直し等についての意見書

平成 20 年 7 月 15 日  
社会福祉法人 全日本手をつなぐ育成会  
理事長 副 島 宏 克

私達は、知的障害のある人を持つ家族と本人の会として、知的障害のある人達が地域において、障害の重さにかかわらず、各ライフステージに応じた適切な支援のもとで豊かなくらしが実現できることを願っています。

特に、2006 年（平成 18 年）度から施行された障害者自立支援法は、障害の有無や種類に関わらず全ての人たちが共に支え合う共生社会の実現を目指していますが、様々な問題や課題を抱えながら 3 年目を迎え、見直しの時期を迎えています。

この機に、以下のとおり、本会としての意見を示し、関係各位の特段の配慮をお願い申し上げる次第です。

### 1. 障害児支援の充実・強化

障害の有無に拘わらず、全ての児童は健全な環境で育ちが保障されなければなりません。とりわけ障害児については、早期発見・早期療育の視点に立って、健全に成長できるような環境を整えるための支援が鍵であり、母子保健・子育て支援・家族支援が重要となります。特に、乳幼児期から学齢期までの発達支援は、「親の支援を通して子の支援を行う」ことにより、一次障害を軽減し、二次障害の発生を予防することにもつながります。このように、障害児支援の充実・強化は、障害者自立支援法の実効性を高める上での重要な要素といえます。

そのため、子育て支援や家族支援に係る母子保健、一般児童福祉、障害福祉、教育などの各施策の充実・強化を先ず求めたいと思います。特に、障害者自立支援法においては相談支援事業とともに児童デイサービス事業、ショートステイ事業、日中一時支援事業の充実・強化が肝要であると考えます。

### 2. 所得保障の拡充等と利用者負担の軽減

障害者自立支援法の施行に伴う定率負担等の利用者負担の増大が、利用者・家族の現実の生活に大きな影響を与えたため、多くの地方自治体がいち早く独自の負担軽減策を講じ、国においても「特別対策」や「緊急措置」により対応しました。これらの様々な負担軽減措置は、特に低所得の利用者に対する所得保障に何の手立ても講じずに、負担増のみを求めた結果といえます。

現在、障害基礎年金 2 級を受給し、就労継続支援事業 B 型等に通う多くの知的障害のある人達は、年金額約 66,000 円と工賃約 12,000 円（全国平均）が主たる収入となります。この 78,000 円でグループホーム・ケアホームやアパートで生活することは困難です。当然、定率負担等更なる負担を課することには無理があります。このように、障害基礎年金額は生活保護費を下回るなど、所得保障が甚だ不十分な現状となっています。

については、応能負担の視点で利用者負担の一層の軽減策を図ることはもちろんのこと、障害基礎年金の生活保護費並みに増額する必要があると思います。

また、これまで所得保障の一部となっている特別障害者手当の基準緩和とグループホーム・ケアホームやアパート等で暮らす知的障害者に対しての住宅手当の創設などが求められます。一方、障害児をかかえる若年層の家族にとって、各種福祉サービス利用に係る経済的負担は大きく、引き続き特段の軽減策が重要だと考えます。

### 3. サービス体系のあり方と基盤整備

知的障害のある人達にとって、地域でのくらしの場としてグループホーム、ケアホーム等の住まいの確保は緊要な課題となっています。については、引き続き整備費の確保等積極的な整備の推

進を図ることが必要です。また、地域生活を支えるうえで、特に、ホームヘルプ、移動支援、行動援護等のサービスは重要です。しかし、行動援護はその要件により、また、地域生活支援事業となった移動支援は、その取組みに市町村格差が生じるなど、利用が困難な状況にあります。

については、行動援護の基準を更に緩和し、移動支援については個別給付とし、事業所への一定期間の送迎（交通機関の利用訓練）も対象とするなど、利用促進を図ることが必要だと考えます。

なお、就労継続支援事業（B型）の利用要件が設けられていますが、支給決定に際して、ケアマネジメントを基本としながら、利用者の意向を踏まえて、柔軟に対応できるようその利用要件を緩和する必要があると思います。

#### 4. サービスの質の確保

障害者自立支援法により障害福祉サービスに係る報酬の利用実績払い（日額払い）が導入されたことにより、通所系サービスの利用者が、日によってサービスを選択することができることや入所施設やグループホーム利用者の帰省時等に他のサービスを利用できるという仕組みとなりました。

しかし、特に、通所関係の事業所においては、新たな報酬単価による利用実績払い（日額払い）が導入されて以降、収入減が顕著となり、人材確保等運営に困難が生じ、利用者にとっても安定かつ適切なサービスが受けられないのではとの危惧があります。また、グループホーム、ケアホーム等の居住系サービスの運営も厳しくなっています。

については、安定したサービス提供体制とその質を確保していくため、報酬単価の改善が必要と考えます。

#### 5. 相談支援事業・自立支援協議会の充実・強化

知的障害のある人たちは、自ら各種サービスの利用の仕方を判断したり、サービス利用計画を作成することが困難であり、また、単一サービスの利用であっても、その適否や変更の必要性、新たなニーズの発生などを自ら判断し、調整することが難しい傾向にあります。従って、これらのケアマネジメントを含めた相談支援体制が、知的障害のある人たちにとって欠くことのできないものです。特に、地域生活を進めるためには、身近な地域の相談支援窓口が必要になります。

一方、地域のニーズ把握や相談支援体制やネットワーク作り、基盤整備等において、地域自立支援協議会が重要な任にあたりますが、設置されたものの、機能していない所が多い現状です。この取り組みの不十分さが、地域間格差を広げ、障害のある人たちの地域での生活にさらなる不安をあたえることになっています。

については、市町村において、早急に相談支援事業の整備と財政的支援等の強化を図るとともにサービス利用計画作成費の対象者を拡大し、同時に、地域自立支援協議会の機能が強化されるような施策を講じる必要があると考えます。

#### 6. 権利擁護の推進

知的障害のある人達が地域生活を進めていく中で、知的障害のある人への理解の促進とその人達の人権を守るための取り組みが大変重要です。

については、成年後見制度や日常生活自立支援事業（地域福祉権利擁護事業）の積極的な推進、普及を図るとともに、障害者権利条約の批准に向けて、障害者虐待防止法や障害者差別禁止法の制定と国内法制の見直し・整備が必要です。

また、障害者権利条約と障害者自立支援法並びにそれに基づく制度・仕組みの整合性についても精査・検討する必要があると考えます。

#### 7. 障害程度区分の基本的見直し

現行の障害程度区分に用いられている第1次判定の尺度は、介護保険の要介護認定調査項目が中心であり、身体機能の障害を重視したものとなっているため、特に、知的障害者や精神障害者については、第2次判定（審査会）に依存せざるを得ない状況にあります。つまり、市町村の設置する審査会の裁量に多くを委ねることになり、支給決定に地域間格差が生じていることが容易

に想像できます。また、障害程度区分により利用できるサービスが制限されていますが、地域のサービス基盤の整備状況等によって無理が生じています。

については、知的障害の障害特性とともに活動支援や社会参加支援を含めた支援ニーズを適切に反映した尺度の検討が急務であり、そのための調査・検証を速やかに行う必要があります。

また、障害程度区分による利用制限を地域の実情に応じて緩和する必要があると思います。ただし、この利用制限は、利用者の選択権、決定権に係わる重要な事柄であり、支給決定に際しては、利用者に対する必要な情報の提供とケアマネジメントに基づいて、利用者の意向が反映できる相談支援体制を整備・強化することが肝要だと考えます。

## 8. 地域生活支援事業の推進・強化

障害者自立支援法では、市町村や都道府県がそれぞれの地域の実情に応じて柔軟に実施できる障害福祉サービスを「地域生活支援事業」として法的に位置づけています。これらは、地域福祉を推進する上で大切な事業といえますが、地方自治体の裁量ということにより、むしろ、自治体の財政状況や取組みの姿勢によって、市町村の取組みに格差が生じている状況がみられます。

このような地域間格差を是正するため、統合補助金の増額と義務的事業の見直し等を図ることが必要です。特に、地域活動支援センターや日中一時支援事業の充実・強化が望まれます。

## 9. 小規模作業所への支援策強化

小規模作業所は、知的障害のある人達にとって、地域での活動や働く場として重要な役割を果たしてきましたが、新たなサービス体系への移行が求められています。平成20年度までは特例交付金や移行促進事業、通所系事業の定員要件の緩和等の措置が講じられていますが、未だ、約半数が移行していない状況があり、移行のための体制整備等に多くの困難が生じています。

については、円滑な移行に向けた新たなサービス体系の更なる要件緩和や特例交付金の延長を含めた財政支援等の支援策を講じる必要があります。

## 10. 就労支援の推進

障害の軽重に拘わらず、働く意欲のある人はその人の能力に応じて就労できるような支援策と環境条件が必要です。そのため、福祉、労働、教育等と企業が連携し、就労支援が行われるような体制作りが大切です。また、特に、知的障害のある人たちにとって、就労を継続するためには生活全般にわたる支援が求められます。

については、就職時のみならず継続した相談支援、生活支援等の体制整備が必要であり、特に、地域自立支援協議会の就労支援機能の強化並びに就業・生活支援センターの設置推進と機能強化が重要です。

一方、公的機関が率先し、知的障害のある人たちの雇用促進を図ることが大切です。また、障害者雇用促進法の改正など労働政策との連携強化が必須であると考えます。

なお、一般就労だけでなく、福祉的就労の重要性も再確認し、工賃の倍増に向けた積極的施策も望みたいと思います。そのための環境整備として、ハート購入法案の早期成立は大変重要だと考えます。

## 11. 障害者の範囲の拡大

これまで、制度の谷間にあった発達障害者を障害者自立支援法の対象にしっかりと位置づける必要があると考えます。その場合、障害特性を反映できる障害程度区分と支給決定、その支援ニーズに対応できるサービス体系のあり方を再検討する必要があると思います。

## 12. 他分野との連携の強化と財源確保

既述したように、障害者自立支援法の枠組みのみをもって、共生社会の実現は困難です。労働、教育、医療などの分野との連携・協力による地域支援体制の構築が必要であり、中央省庁の積極的な連携強化を望みたいと思います。また、障害福祉施策の推進・強化のためには、その財源確保が前提であり、そのための取組みが緊要だと考えます。